

## 一六世紀後半京都における貨幣の使用状況

——『兼見卿記』の分析から——

川 戸 貴 史

はじめに

中世においては、錢貨がほぼ単一の貨幣として流通していた。しかし一五世紀末期以降に撰錢が社会問題化すると、錢貨の流通秩序は動揺していった。その結果、一六世紀後半には金・銀・米が新たに貨幣として使用されるようになり、近世の三貨制度への道筋が準備されることとなった。<sup>(1)</sup>

米については売券の分析に基づき、土地取引において一五六〇年代後半に米建て記載へ一斉に転換したことが浦長瀬氏によって明らかにされており、この時期に米の貨幣としての使用が始まったと理解されている。<sup>(2)</sup>

一方で金・銀については、かつて小葉田淳氏が一五九〇年代をその普及期と位置づけたが、<sup>(3)</sup>使用開始年代については曖昧とされていた。ただし銀に関しては、近年の中島圭一氏の分析によって、京都ではやはり一五六〇年代後半に貨幣としての使用が始まったと指摘されている。<sup>(4)</sup>金についても、ほぼ同時期に貨幣として使用されるようになったと推測されている。<sup>(5)</sup>

これまでの研究史を概観すると以上の通りであるが、残された課題もある。それは、諸研究が分析対象とする史料にやや偏りが見られることである。例えば、小葉田氏は主に『多聞院日記』を分析対象とし、以後の研究も主に同じ史料の分析を中心としていた。『多聞院日記』は奈良の事情が記されたものであり、京都の事情とは分けて考えるべきとする批判も近年ではなされている。<sup>(6)</sup>

それを受けて浦長瀬氏や田中浩司氏は、大徳寺や妙心寺の関連史料に注目しつつ、京都における貨幣の使用状況について分析している。<sup>(7)</sup>ここで多くの事実が明らかにされているものの、両氏の分析対象とする史料もまた共通しており、それらの事実が果たして京都の事情として一般化できるかどうかは、未だ検討すべき課題になっているといえよう。また、金・銀・銭・米の四種の貨幣が同時に流通した時期において、それぞれがどのように使い分けられていたのかについても、必ずしも明確にはなっていない。これらの課題を克服するためには、ほかの同時代史料の検討を通して、当該期の貨幣使用状況をより具体的に追究する必要があるだろう。

本稿は吉田兼見が記した『兼見卿記』（以下『兼見』と略記）を分析

対象として、如上の課題に迫る試みとしたい。同史料は元亀元年（一五七〇）から慶長一五年（一六一〇）まで書き継がれており、欠落も少なく、比較的長期間の事情を分析する上で好都合である。また、記主の吉田兼見は織豊期の神道家でありながら公卿としても活動している。そのため朝廷のみならず武家とも縁が深く、様々な人々との贈答記事が豊富に存在する。そして吉田神社の経営にも積極的に関与しており、様々な商品購入や賃料支払の記事も多い点で、極めて有用な史料であると考える。

なお本稿では文禄五年（慶長元年、一五九六）までを分析対象とし、一五七〇～九〇年代の京都における貨幣の使用状況について、具体的に検討を進める。

一 金・銀・銭・米の使用状況比較

まずは『兼見』にみられる金・銀・銭・米の使用状況に関する記事を集積し、その使用頻度について分析を行いたい。対象とする記事は、贈答・売買・貸借などのほかに、吉田神社神主という特殊性から、祈禱料としての記事を多く含む。

(1) 全般的な傾向

『兼見』の記事で確認される金・銀・銭・米での授受に関する記事の登場回数を、年代別にまとめた。それが表1である。また表1をもとに、図1・2・3のグラフを作成した。年によって記事の数にはばらつきがあるのですが、ここでは使用頻度を比較する観点から、記事の登場する比率に注目して検討したい。

それによると、ほぼすべての年代において、銭の使用頻度が約七〇パーセントにわたり、圧倒的であることがわかる。特に一五八〇年代は高率

表1 『兼見卿記』による年代別支払手段一覧

年	銭		金		銀		米		備考
1570	3	37.5	0	0.0	0	0.0	5	62.5	
1571	4	50.0	2	25.0	0	0.0	2	25.0	
1572	0	0.0	2	18.2	1	9.1	8	72.7	
1573	7	50.0	2	14.3	4	28.6	1	7.1	
1574									欠
1575	1	33.3	1	33.3	1	33.3	0	0.0	
1576	14	73.7	2	10.5	3	15.8	0	0.0	
1577	5	62.5	0	0.0	0	0.0	3	37.5	
1578	8	53.3	2	13.3	0	0.0	5	33.3	
1579	26	76.5	3	8.8	4	11.8	1	2.9	
1580	32	84.2	0	0.0	1	2.8	3	8.3	
1581	19	76.0	2	8.0	1	4.0	3	12.0	
1582	22	68.8	2	6.3	5	15.6	3	9.4	
1583	42	68.9	6	9.8	5	8.2	8	13.1	
1584	56	72.7	10	13.0	5	6.5	6	7.8	
1585	49	72.1	6	8.8	6	8.8	7	10.3	
1586	43	68.3	4	6.3	8	12.7	8	12.7	
1587	43	62.3	8	11.6	5	7.2	13	18.8	
1588									欠
1589									欠
1590	77	70.6	1	0.9	14	12.8	17	15.6	
1591	69	69.7	2	2.0	15	15.2	13	13.1	
1592	17	39.5	1	2.3	4	9.3	21	48.8	
1593	40	53.3	1	1.3	9	12.0	25	33.3	
1594	21	38.9	1	1.9	13	24.1	19	35.2	
1595	32	45.7	6	8.6	22	31.4	10	14.3	
1596	26	60.5	1	2.3	11	25.6	5	11.6	

【注】記事の登場回数、割合（%）の順

で推移している。それに対して、同年代における米の使用頻度はやや減少している。当該期に米使用が一時衰え、銭使用が「復活」したとする浦長瀬隆氏の見解と相関するものと判断されよう。一方で金・銀については、一五七〇年代との差異は米ほど明瞭でない。このことから銭の使用頻度は、金・銀ではなく米の使用頻度と大きく関係しているものと考えられる。一五九〇年代に入ると銭の使用頻度が減少しているものの、逆に米の使用頻度が増加しており、銭と米との間で密接な関係を有する傾向が裏付けられよう（図2参照）。

次に金・銀について見てみよう。使用頻度はそれほど高くないが、金

図1 年代別の支払手段比率



図2 年代別の支払手段比率（銭・米）

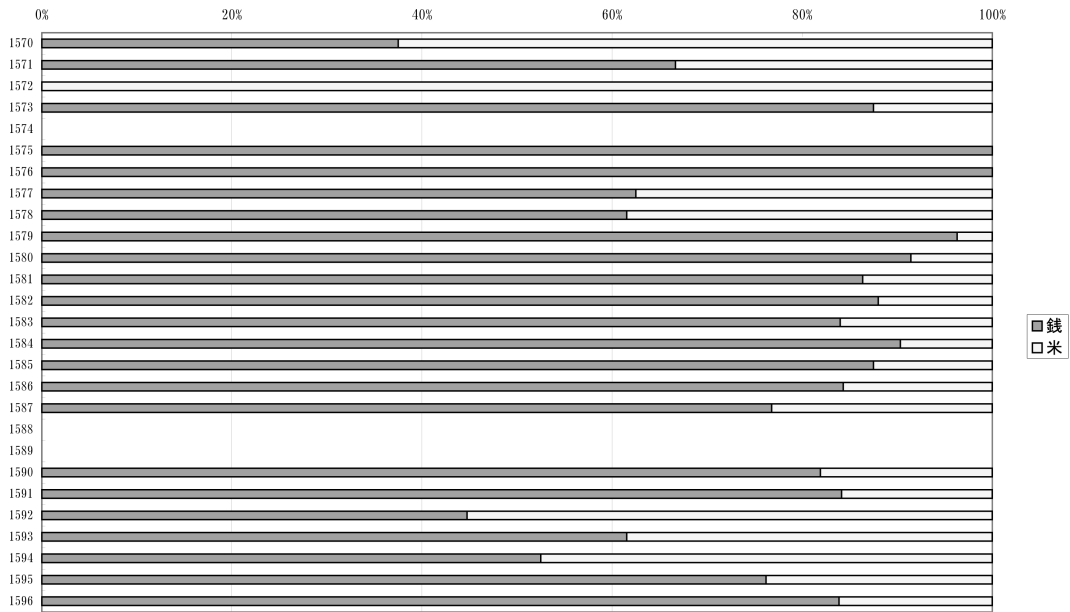
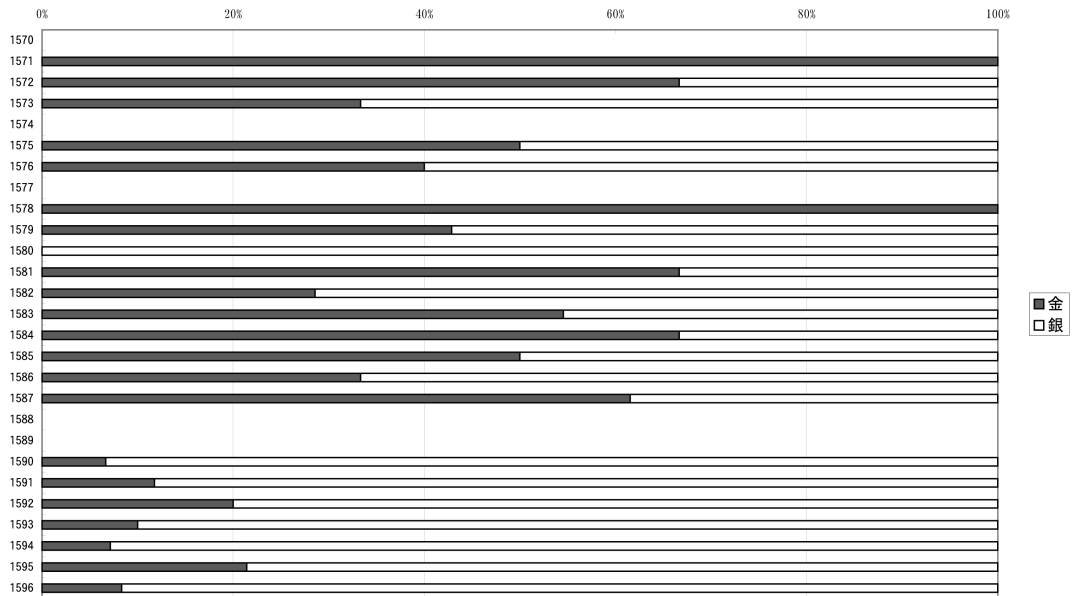


図3 年代別の支払手段比率（金・銀）



について見ると、一五七〇年代は全体の二割程度であったものが、一五八〇年代になると一割前後へと落ち込む傾向にあることがわかる。そして一五九〇年代に、大きく比率を低下させてゆく。一方で銀については、一五九〇年代に比率の増加していることがわかる。

金・銀に限って比率をまとめたものが図3である。これによると、一五八〇年代以前と一五九〇年代との差異は明確であろう。一五九〇年代には、金の使用頻度が落ち込み、銀が圧倒的になっていることがわかる。

このことは、「東の金、西の銀」と一般に呼ばれる近世の貨幣流通事情に大きな影響を与えたと考えられる。一五九〇年代になると豊臣政権による贈答も銀が主流となり、西国の領主財政にも銀建てが見られはじめることから、西日本における銀の優勢は明瞭になったと考えられる。京都をはじめとする西日本で金に対して銀が優勢になる背景として、東アジア世界では銀が決済手段となっていたことや、西国では石見銀山をはじめとして、銀の採掘が中心であったことが理由として推測されている。根本的な背景は未だ明確ではないが、ここは従来通り石見銀山の開発による銀の流通量増大を重大な要因として理解しておきたい。いずれにせよ、京都において銀が金を圧倒する画期は、一五九〇年代であったことが確かめられた。

(2) 使用額の比較

次に、金・銀・銭・米それぞれの使用事例において、一度にどれほどの額を使用しているのだろうか。従来は単一の貨幣として使用されてきた銭に注目して検討したい。

『兼見』の記事から、銭貨を使用した事例を額ごとに集計したものが、表2である。用途をみると、贈答における使用事例が多い。注目されるのは、一見してわかる通り、一貫文以下の使用事例が圧倒していること

表2 銭の使用額一覧表

20貫文以上	3	
10貫文以上20貫文未満	12	
5貫文以上10貫文未満	27	
3貫文以上5貫文未満	42	うち3貫文は29回
2貫文以上3貫文未満	51	うち2貫文は46回
1貫1文以上2貫文未満	26	うち1貫200文は20回
1貫文	237	
600文	4	
500文	144	
300文	106	
200文	348	
100文	95	
100文未満	5	
その他	180文1回、550文1回	

額取引に偏っているとは言えないだろうか。

そこで、比較対象として高額取引についてみてみよう。たとえば米についてみると、一石以上の授受を行っている場合が多い。この当時における米価はおよそ一石が一貫文前後で推移していることを考えれば、基本的に米は銭換算で一貫文以上の高額取引に使用される傾向にあったと推察されよう。この点は、高額取引である土地取引が米建てに転換したとする浦長瀬氏の指摘とも整合性を有する。

しかし、一部ではあるが銭による高額取引が存在しており、銭が完全に少額貨幣へと移行したわけではない。そこで、銭による高額授受についてどのような特徴を見出しうるのか、一〇貫文を越える事例を具体的に列挙してみよう。<sup>(10)</sup>

(ア) 年貢

- a 天正一〇年(一五八二)七月一日条  
シカラ木ヨリ使者、鳥目三千疋預之、取上了、

である。もちろん、一般的に売買における少額取引の頻度はそもそも高いのであり、かかる現象そのものは通時代的に見られる傾向とも言える。また贈答儀礼に関しては、身分秩序や先例によって授受される額が影響を受けるため、経済事情とは無関係に、特定の人物との間で決まった額を授受するという場合が多い。しかしそれでもなお、特に少

- b 天正一五年(一五八七)三月二六日条  
八木算用状到来、残廿五石預之由申上訖、今度於丹後八木令沽却、青銅貳千疋人夫三人持上之、源二悉皆令馳走訖、

(イ) 贈答

- c 天正一一年(一五八三)六月五日条  
長岡兵部大輔入道可来之由、(中略)及暮来、三十疋持来、後刻侍(山業也)従方へ罷罷向了、(中略)青銅千疋持参云々、  
d 天正一二年(一五八四)三月八日条  
今夜自長兵入、月齋跡へ千疋持来云々、  
e 天正一三年(一五八五)一月二六日条  
玄以明日大坂へ下向、歳暮旁為礼罷向、(中略)先度在所安堵玄以馳走之礼ニ青銅千疋遣之、

(ウ) 祈祷料

- f 天正七年(一五七九)四月一日条  
自江州日野外池弥七祈念之祓・鎮礼取ニ差上使者、青銅十二貫到来、  
g 天正一三年(一五八五)七月二七日条  
細井新介女房衆申来云、(中略)新介以外相煩、(中略)祈念之義頼入也、青銅壹貫貳百文到来、(中略)青銅十二貫ニテ可祈念之由、具以条書申遣了、  
h 天正一八年(一五九〇)正月六日条  
薩州伊集院山神安鎮之祈念以書状申来、青銅十二貫文・銀子二枚代貳百疋請取之、  
i 天正一十九年(一五九一)四月二二日条  
吉川申来、祈祷廿壹貫貳百請取之、(中略)右之代以左京助申遣訖、罷帰云、半分悪銭也、中々不相調之由申訖、以主殿允吉川使者へ申理了、入夜罷帰云、既請取之間、迷惑之由申訖、

j 文禄三年(一五九四) 二月六日条

石田木工頭屋敷鎮守之料、代物廿五貫上之、到来也、当時料足取渡、一切不用之、其段淵底存知なから如此仕合、併以權威をし付て上來歟、沙汰之限也、即申理返遣之訖、

k 文禄四年(一五九五) 五月八日条

早天結願、御祓等請取ニ大坂ヨリ使者罷上了、(中略) 為礼十二貫・銀子百廿目到来、銀依出入不請取之、然共鎮札等渡遣之、

以上のように、年貢・贈答・祈禱料に分類することが可能であり、その他貸借や売買等の商取引においては、高額取引の場で銭が使用されなかったことがわかる。

年貢納入の事例については、米が納入される場合も多いが、bの事例のように、米を売却して銭に替えてから納入することもあった。つまり、代銭納が依然として行われる場合もあったことがわかる。従来年貢取手段が維持された結果、金・銀ではなく銭が選択される傾向にあったと考えられる。ただし確認しうる代銭納の事例はbが最後であり、一五九〇年代になると確認することはできない。

贈答に関しては三件確認されるが、長岡(細川)藤孝との音信がそのうち二件であった。兼見息の吉田兼治は藤孝の娘を妻としており、藤孝と兼見は縁戚関係にあったために多く音信を交わしている。そして、その遣り取りはほぼ銭で占められていることがわかる。

このほか兼見が交流を深めていた相手として、京都所司代である村井貞勝・前田玄以主従が存在する。彼らとは八朔を中心に贈答を繰り返しているが、その場合ほぼすべて銭を用いていた。このことから、豊臣政権下の武家は贈答に銭を好む傾向の強い様子が窺える。eの事例は、従来の音信よりも重い意味を持つ所領安堵への礼であり、そのために高額となった事例と考えられる。しかし上述の武家の「銭好み」という傾向

に基づいて、この場合も銭が用いられたものと考えられよう。

最も事例数を多く確認できるのは、祈禱料である。吉田神社へは畿内のみならず各地の権力者等から祈禱の依頼がされており、その際支払われる祈禱料も比較的高額になる傾向が認められるためであるが、その場合にも銭が選択されやすかったようである。ただし金・銀・米で支払われる場合も確認される。管見の限り、『兼見』では二・三六件の祈禱料支払事例を確認した。そのうち金は二四件、銀は二六件、米は五五件を確認できた。

試みに、金の事例を表3、銀の事例を表4にまとめた。それぞれはどのような形で使い分けられていたのだろうか。そこで注目したいのは、iおよびjの事例である。iの事例は、吉川氏から支払われた祈禱料二貫二〇〇文のうち半分が悪銭だったとして、兼見は祈禱の受諾を難渋した。ところが吉川氏側は、一旦受け取ったものだから断るのは困ると返事をしたという内容である。翌日の記事によると、「早天吉川使者へ申遣而云、昨日之代物可返渡、御祈禱之物難調之由申遣之処、彼使者来而云、種々理令懇望之間、半分十貫分以清銭可相渡之由申之間、不及是非許容了、千疋彼使者渡遣了」とあり、結果的には吉川方が折れて半分の一〇貫文を「清銭」で支払うことで決着した。

この頃になると銭を忌避する姿勢が兼見に見られる様子を窺える。jの事例によると、石田正澄(三成の兄)が屋敷鎮守料として二五貫文を支払ったものの、「当時料足取渡、一切不用之」ということを知りながらの行為は、權威を笠に着た所行であると兼見は憤っている。実際に兼見は受領を拒否したとみられることが、次の記事によりわかる。

石田木工頭銀子五枚到来、八木廿五石二八不足也、度々不相届義也、然共当方馳走之人也、不及是非令堪忍請取之、(中略) 子方へ一枚、十六文目請取之、

表3 金による祈祷料支払事例

年月日	内容	差出	備考
元龜2.2.20	自多武峰如々院祈念之義申来、黄金 [式分]、相添中院書状也、地鎮札・守遣了、中院屋固札所望 [金壹分余]、調進、	多武峰	
元龜3.閏1.25	自甲賀之鎮札相調了、亡魂良順法師也、御表御祓 [一]・守 [一]、右兵衛尉云者也、生年廿七才也、金子三分余到来了、	甲賀	
天正4.9.24	江州日野中村松千代書状、松茸二籠・栗子一籠・金子一分到来、正五九月祈念之義申上、	江州日野中村松千代	
天正6.1.21	自江州日野中村松千代祈念之義音信、抜蛤一桶・金子壹分、大通庵杉原十帖到来、	江州日野中村松千代	
天正6.2.21	自多武峰如々院例年祈念音信、金子式分壹朱到来、	多武峰如々院	
天正7.1.21	□(江)州日野中村松千代例年音信、抜蛤一桶・栗一籠(籠)・黄金一分、	江州日野中村松千代	
天正9.5.26	自多武峰横田罷上、如々院返事、例年祈祷料金子式分・杏子一籠、(中略)中院返事、中間兩人式百疋遣之、	多武峰如々院	ほか中間二人に200疋
天正10.2.1	中村与三郎例年之音信・書状、使者罷上、金子 [少、五斗宛]・鯛 [二]・栗一籠、外池女房衆ヨリ三十疋、	江州日野中村与三郎・外池女房衆	
天正10.5.21	江州日野中村与三郎祈念之儀音信、金子 [三朱]・鯛 [五]・大通庵曝(晒) [一端] 到来、	江州日野中村与三郎	
天正11.5.19	自中村与三郎方例年祈念之音信金子 [一分]、(中略) 外池女房衆三十疋到来、	中村与三郎、外池女房衆	
天正11.9.16	江州日野中村与三郎方ヨリ例年之使者罷上、撫物二色・金子三朱・栗一籠、安部井弥左衛門尉方ヨリ例年之儀ニ使者罷上、青銅百疋、	江州日野中村与三郎・安部井弥左衛門尉	
天正11.11.21	江州高島之者也、(中略) 为礼式式斗、以金子渡之、	江州高島某	米建て
天正12.1.22	中村与三郎方ヨリ例年祈念音信 [金一分]・鱈 [二]、	中村与三郎	
天正12.2.17	先度申上濃州祈念之儀、上使者也、(中略) 子孫誕生之祈念等之義也、金子式両上之、以六百疋可調遣之由申下之処、唯今之儀、乍(不脱カ) 相届、遠路之間、先可調遣分也、彼使者逗留了、	濃州某女房衆	実際は600疋だったが金2両で受納
天正12.3.24	自和州多武峰使者罷出、如々院書状計也、金子三ノ目到来、	和州多武峰	
天正12.5.22	江州日野中村与三郎当月祈念之音信、金子壹分・熨斗式百本、	江州日野中村与三郎	
天正12.9.21	自勢州松島中村与三郎方当月祈念、例年音信使者罷出、金 [三朱]・熨斗 [二百本] 到来、	勢州松島中村与三郎	蒲生氏郷松島転封により移住か
天正12.12.6	越州青山助兵衛尉(宗勝) 書状到来云、祈念誓紙之返所望之由申上了、(中略) 一向無別義相調可遣之由使者ニ申了、金子一両	青山宗勝	
天正13.1.23	中村長右衛門例年祈念之音信、金子壹分一朱・熨斗 [二百本]・撫物以下使者罷上了、	勢州松島中村長右衛門	中村与三郎改名カ
天正13.3.3	自多武峰如々院例年之祈念、使僧円光坊罷上、(中略) 葛袋 [卅]・金子式分、	多武峰如々院	
天正13.5.30	自勢州松島中村長右衛門尉例年祈念音信、金子 [壹分一朱]・鱈 [十]、	勢州松島中村長右衛門尉	
天正19.2.23	蜂屋子息兄弟祈念之義、一七日可執行之由申来、撫物・小袖 [二]・青銅 [六百疋]・金子 [一両]・綿 [一疋]、三久持来、	蜂屋子息兄弟	
天正19.7.10	ひかし殿ヨリ文、招魂之条当家令祈念之と返事、(中略) 金子壹枚持領了、	東殿	
文祿4.10.26	備前黄門(宇喜多秀家) 御女房衆今度平産、已後以外御煩也、(中略) 重而御祈祷之義被仰出也、金子十枚・小袖七ツ・御撫物小袖一、持給之訖、	宇喜多秀家女房衆	

表4 銀による祈禱料支払事例

年月日	内容	差出	備考
元龜3.2.29	紀州海(部脱)郡雜賀庄自湊村申来、祈念鎮札申調、修行了、(中略)銀子一枚持来了、	紀州雜賀庄湊村	
天正4.1.19	村長(村井貞勝)女房衆書状到来云、今夜厄神祈念之事銀子五匁、彼孫勝七祈念木綿一端、女房館きやく紅帯一筋・十疋到来、太祓内陣二修行、	村井貞勝女房衆	
天正7.6.24	備後国吉原藤左衛門尉[五十七]、息勝七郎[十三才]去年祈念之申上、毎年可音信之由令約諾、当年音信銀子十文目到来、	備後国吉原藤左衛門尉	
天正7.7.22	下京[二条]鶴屋入道来云、伊勢国之者也、高野之聖蓮華院都阿弥、於当社祈念之義也(マ)申、銀子[半枚]持来、	下京(二条)鶴屋入道	
天正11.2.6	自丹州龜山御次(羽柴秀勝)祈念之儀、使者女房衆来、(中略)小袖一重(毎年可音信之由令約諾、当年音信銀子十文目到来、)	羽柴秀勝	
天正13.8.4	自大御乳人給文云、(中略)祈念之義一簾(廉)頼入之由承了、銀子一枚給之、	大御乳人	
天正14.1.18	自大坂左馬允(鈴鹿定繼)罷上、大政所銀子一枚、北政所三百疋、東殿百疋、(中略)左馬允二百疋ツ、兩政所ヨリ被下之、	大政所・北政所・東殿	
天正14.6.21	大坂東殿、北政所ニ召遣人也、書状到来、祈念之義也、銀[三枚]持来、	東殿	
天正15.8.10	長州龜山大宮司兵庫助書状到来云、子孫長久之祈念守之儀、同国衆所望之間、差上使者、(中略)為礼銀子廿目到来了、	長州龜山大宮司兵庫助	
天正18.4.15	渡辺六右衛門尉為祈念ノ礼、使者久助来、小袖[一]・銀子[二枚]到来、対面、使者銀子[一枚]返之、久助ニ子細申遣了[小袖・銀子一枚留置也]、	渡辺六右衛門尉	銀一枚は返却
天正18.6.1	後刻罷歸自(北脱)政所殿、銀子一枚、東殿ヨリ五十疋、又五十疋、三日月十七夜月祈念之義申来訖、息刑部少輔(大谷吉継)祈念之義也、	北政所・東殿	
天正18.6.29	禁裏御祓、[太祓]持参、(中略)於長橋御局杉原[十帖]・銀子[貳枚]拝領、	長橋局(高倉量子)	
天正18.11.24	以左馬允御祓持進上之、為御祝義銀子給之、ひかし殿より二百疋、かうさうす(孝藏主)二百疋・御菓子[一折]進上之、御祝着候由、ひかし殿より返事在之、	北政所カ・東殿	
天正19.閏1.10	自或方当社御番[吉兵衛]取次之申来而云、廿歳男五十五之男主従也、仕合能長久之祈念頼入之由申、銀子[一枚]持来、	或方	
天正19.5.5	明日四日播州在国之仁也、若宮大明神崇在之祈念之義、(中略)銀子[一枚]・百疋持来、	播州在国某	
天正19.8.29	うき田宰相殿(宇喜多秀家)内義ヨリ使僧来而云、女房衆七月ニ産生已来、于今朦朧也、(中略)驗氣祈念之義頼入之由云、(中略)銀子五枚持給之、	宇喜多秀家女房衆	
天正19.9.11	北政所ヨリうき田宰相(宇喜多秀家)女房衆祈念之義也、銀子[三枚]持給之、	北政所	
天正19.12.22	今朝御(修カ)行(中略)令結願、(中略)侍従(吉田兼治)十帖[杉原]、銀子[一枚]被下之、	勧修寺晴子	吉田兼治宛 准后新御殿屋固祈禱
天正20.12.7	薩州島津入道龍伯(義久)書状到来、同名図書(島津忠長)以使者道正令同道来、書中云、彼国新田八幡清祓之事、龍伯祈念之義也、銀子[三枚]到来了、	島津義久	
文祿3.8.19	自北政所殿今度聚衆へ御成、御機嫌よきやうに御祈禱之義、東殿文にて被仰下了、銀子[三枚]拝領、	北政所	
文祿3.8.26	先日[二十三日]、東殿ヨリ銀子[一枚]、守之義也、侍従請取之、今日予方へ、三分一[十三文目]請取之、	東殿	銀1枚の1/3が13匁
文祿3.12.7	毛利河内(秀頼)後室家中祈念之義申来、銀子[卅目]到来、予方へ十文目請取之、	毛利秀頼後室	
文祿3.12.9	石田木工頭(正澄)銀子五枚到来、八木廿五石ニハ不足也、度々不相届義也、然共当方馳走之人也、不及是非令堪忍請取之、(中略)予方へ一枚、十六文目請取之、	石田正澄	「米25石には不足」
文祿4.3.21	先度毛利河内祈念之銀子卅目、廿日侍従方へ相渡之、残卅(マ)目未相渡也、左京助取次之、	毛利秀頼方	
文祿4.5.8	早天結願、御祓等請取二大坂ヨリ使者罷上了、(中略)為礼十二貫・銀子百廿目到来、銀依出入不請取之、然共鎮札等渡遣之、	豊臣秀吉カ	銀は「出入」により受け取らず
文祿5.7.11	自准后主上御連子以条書御祈禱之義、自先日承了、唯今左衛門かう殿文にて、銀子五枚、大覚寺殿御侍持来、	勧修寺晴子	



これによると、「八木廿五石」と記されており、一石＝一貫文換算で米での支払を要求したと考えられる。ただし石田正澄は銀五枚を支払った。米二五石には釣り合わないものの、兼見はここで折れて受領している。

「当時料足取渡 一切不用之」という一節は、天正一九年（一五九一）頃には銭の授受が行われていないという意味であろう。これが兼見の個人的意思を示すものなのか、当時における一般的情勢と見るべきなのかは判然としない。実態として銭使用が完全に無くなったわけではないので、どちらかというと前者の理解が正確かと思われる。ただしこの時期は、一時的ながら悪銭による混乱を示す事例をいくつか確認することができるので、兼見の個人的な意識に過ぎないともいえない可能性がある。社会状況として銭忌避の風潮が一定程度は高まったことも考えられる。この点は後に触れたい。

ここで確認しておきたいことは、一五九〇年代前半に少なくとも兼見は銭に対する忌避感を見せており、それによって祈祷料授受は銀と米の事例が増大している点である（表4参照。ただしkの事例のように、銭の授受が完全に無くなったわけではない）。このことから、祈祷料授受における銀と米は、銭の代替として使用される傾向にあった様子を窺うことができる。

一方で金は、表3によると大半が天正一三年（一五八五）以前の事例で占められており、それ以後はわずか三件が確認されるのみである。一五九〇年代に差し掛かると全体的に金の使用事例が減少することは既に述べたが、祈祷料に限ってみても、その傾向が歴然としていることがわかる。金と銀を使用した人々を見ると、それぞれ豊臣政権関係者などが多く、重複がみられる。このことから、階層や場面によって金と銀が厳密に使い分けられていたわけではないことがわかる。金と銀とは、お互

い取って代わることのできる関係にあるといえよう。つまり、一五九〇年代の京都周辺において銀の使用が主流になりつつある一方で、それに押されるかのように金の使用が退潮していったと考えられるのである。

#### 小括

以上、京都における金・銀・銭・米使用の全般的な傾向について、比較検討を行った。金と銀とを比較すると、京都において金は一五八〇年代後半以降に退潮傾向に入り、逆に銀が主流となりつつあったことがわかる。一方、一五九〇年代には銭の使用頻度が減少するのに対して米の頻度が高くなる傾向も窺えた。その背景として銭の流通量が漸減傾向にあったことが考えられるが、一五九〇年頃に悪銭によるトラブルが問題化したことも影響した可能性がある。この点については後に触れたい。

以上の様子は、吉田神社へ支払われた祈祷料についても顕著であったことが明らかとなった。全体的には武家との贈答を中心に銭の使用頻度は依然として高い。ただし祈祷料の場合は、一〇貫文を越える高額な授受においても銭を選択する傾向が、ほかの用途に比べて比較的高かつたようである。

しかし売買や貸借など、商取引に近い場面での高額取引においては、銭を使用した形跡を窺えない。しかも注意しておきたいのは、取り上げた事例のうち兼見から支出したものはeの事例に限られることである。兼見による高額な支払については、銭はほとんど登場しないとしてよいであろう。その理由として、兼見は日常的に銭をストックしていたのではなく、そのほかの金・銀・米を財として保有する意識を持っていた可能性があるだろう。

## 二 商取引および貸借における貨幣使用

前章での検討結果を踏まえつつ、次に売買や貸借の事例などの場面における貨幣の使用状況について検討したい。

## (1) 商取引における貨幣使用

商取引における貨幣の使用状況を探るために、物資の取引に関する事例についてみてゆきたい。取引に関する記事をまとめたものが表5である。

表5を一見すると、金・銀・銭・米それぞれの使用状況にいくつか特徴を見出すことができる。以下、それらについて述べたい。

全体的な割合からすれば、金の使用事例の少ないことがわかる。特に一五九〇年代は三件しか事例がなく、既に見出した金使用の漸減傾向に大きな影響を与えている様子が窺えよう。しかもうち二件は、「壹文目五フン」<sup>(13)</sup>や、「金子壹分、同五十疋之代二金子四フン余」<sup>(14)</sup>とある通り、比較的少額の用途にも用いられていることがわかる。既に指摘した通り、金は比較的高額取引に使用される傾向にあるが、場合によっては少額取引にも使用されていたことに注意する必要がある。なお、これらの事例の場合、「文目」「フン(分)」という単位が使用されていることから、砂金が使用されていたものと考えられる。額面が高くなる判金に対して、少額取引には秤量貨幣の性格を有し、額の調整が容易である砂金を使用していたのであろう。

次に米について見ると、時代による変化は大きくないとみられる。米の場合、問題になるのは使用される季節であろう。そこで確認してみると、全体的には秋・冬に使用される傾向にあり、収穫期との関係の大きい様子がわかる。

ただし、春・夏に支出している事例もある。これらの事例で比較的多いのは、香箱代や、鍛冶、袍の誂えへの支払である。これらは商品の購入というよりも作料としての性格が強いという特徴を有していることがわかる。ほかに見られる作料の用途と合わせて、後に詳しく触れたい。続いて銀については、こちらも年代による変化がそれほど大きい様子はない。ただし全体的な傾向に合わせるように、一五九〇年代になると使用事例が増加している。金に取って代わる様子が窺えよう。例えば「宇治山田宗奴<sup>(15)</sup>例年遣壺、(中略)去年茶之代未相渡之、四石五斗也、只今銀子一枚遣之、樽代式十疋・五明二本遣之」<sup>(16)</sup>とあり、米建てで計算された茶代について、「只今」は銀で支払われている。銀の使用が普及しつつあったことを如実に示す事例といえよう。

最後に銭について見てみよう。金と同じく、一五九〇年代に入ると使用頻度の減少が見られる。また、使用事例はほぼ路銭に限られていることから、日常的な取引において銭を使用する場面が少なくなっているといえよう。

ただし次のような事例もある。

富小路秀直へ薬料参百疋、以使者書状申遣了、銀子壹枚青銅五百疋二取替了、喜介・六於京都調之、式百疋相渡之、三百疋ハ直富小路持遣<sup>(17)</sup>之、

これによると、あえて銀一枚を銭五〇〇疋に両替し、それを薬代として支払っていることがわかる。文中にある二〇〇疋と三〇〇疋の内訳については解釈が難しいものの、銀一枚を両替した合計五〇〇疋はすべて同一人物である富小路秀直に渡ったものと考えられる。このことから、この場合は受領する側から銭での支払要求があったものと推察され、そのためあえて銀を両替する必要が生じたものと判断できよう。

以上のことからすれば、金・銀・銭・米の使い分けについては、手持

表5 商取引における貨幣使用事例

年月日	内容	種別	備考
天正7.4.17	宇治へ取遣茶壺、左馬允(鈴鹿定継)・横田銀子一枚持遣、	銀	
天正7.8.16	為八木調法、小十郎至大津金一兩持遣了、	金	
天正8.1.26	至(松井)友閑(安土)登城、開炉釣物、紹碩所持之、宗慶釜ト云也、自江州甲賀右府(織田信長)被取、三万疋被遣友閑云々、	銭	安土城での茶席 細川昭元同席
天正9.8.9	以銀子半枚而、下クレ二千三百枚取寄之、	銀	
天正10.12.15	東陽防(坊、長盛)方へ倚(開)炉□(之)縁代銀子十四文目持遣之、	銀	
天正11.1.9	青女出京、予出頭之小袖為可見之也、□(一カ)面持來了、[廿七文目]	銀カ	
天正11.1.10	昨日綾之裏[モエキ色]一面取寄之、[十三文目]	銀カ	
天正11.閏1.7	出京、ベニ(紅)屋宗於所へ罷向、(中略)高麗茶碗見之、金五枚云々、	金	
天正11.8.19	[筑州(羽柴秀吉)湯治之間、予下向延引、差下使者(鈴鹿)喜介、]龍(喜カ)介以書狀參百疋遣之、直ニ海士(尼)崎へ魚物之事申付、差下了、	銭	尼崎にて魚物購入し、 秀吉へ贈与
天正11.9.22	賀茂(岡本)但馬方へ遣還竹、鉢之松持遣、先度之笠ヲ結直之、然間雇還竹遣也、五十疋遣之、	銭	
天正11.11.7	自宇治茶之代取來、以金一兩悉相濟了、	金	
天正12.1.20	茶筌師[二]持來、十疋遣之、	銭	
天正12.3.28	杉皮十一間取之、一間廿五錢宛也、	銭	
天正12.4.19	自(佐竹)羽州茶之義申上之間相調、此度差下了、茶之代今度以金子上來之間、(鈴鹿)左馬允ニ持、宇治之山田宗好方へ悉渡之、	金	
天正12.5.2	重香箱出來、ナシ地、代九斗、	米	
天正12.5.22	自南都銚(誂)之風炉三ツ到來、神龍院一・侍従一・予一、三十疋宛也、代即渡遣了、	銭	
天正12.8.27	内裏之南新町ニ面[ヘイダ(平太)]在之、五十疋ニ所望之、雲州牢人也、	銭	
天正12.9.28	備後疊之面[中ツキ]六帖召遣了、一枚青銅五十疋也、	銭	
天正12.12.27	入夜侍従(吉田兼治)各移徙、一庄召寄祝粥、寺□(衆カ)二十疋宛持來、神妙院三十疋也、内々殿原□(者カ)十疋□(宛カ)、外様殿原[七人]三疋、中間[七人]參疋、予百疋持遣之、	銭	
天正13.8.20	鑑漆師屋へ以六取遣之、青銅[壹貫五百文]渡遣之、	銭	
天正13.10.29	青女出京、民部卿法印(前田玄以)へ可遣小袖、其用意為相調罷出了、惣錢家次青銅十疋出之、八貫余在之、	銭	
天正14.1.7	因幡堂香水持來、十疋遣之	銭	
天正14.2.4	銀子一枚持遣、下クレ(樽)四千六百枚田口左介・源三郎取遣之、	銀	
天正14.12.26	銀子二枚[シ、ラ五端、壹端貳貫九百文宛也、以上十四貫五百文也、銀子壹枚七貫三百文宛也、貳枚十四貫六百文渡過也、]、銀子壹枚半、紅梅壹端八貫文、白シ、ラ壹端三貫文、以上拾壹貫文也、銀壹枚七貫三百文、弥一方へ渡遣之、以(鈴鹿)喜介悉相濟之也、以上參枚半渡遣之、	銀	
天正14.12.28	朱五兩[百八十(文脱カ)]・龍腦[一分一朱、五百五十]、和泉堺商人持來、取之也、宇治山田入道宗好茶之代壹石貳斗四升、先度三石、以上四石貳斗四升悉相濟之也、	銭・米	
天正15.2.8	(鈴鹿)喜介京へ遣、雁[一]取之、六十疋、稲葉勘右衛門(重通)へ先度之為札、可遣之用意也、	銭	
天正15.2.24	藥院へ遣使者[六]、壹七枚ニ相調、唯今悉渡之、請取之由使者申訖、	金	
天正15.3.26	八木算用狀到來、殘廿五石預(余カ)之由申上訖、今度於丹後八木令沽却、青銅貳千疋人夫三人持上之、(大塚)源二悉皆令馳走訖、	米・銭	丹後米沽却
天正15.8.3	茶屋与一菓子・茶持來、十疋遣之、	銭	
天正15.8.5	鞍馬炭千俵召寄畢、(中略)代四石悉相渡之、定遣三石渡之、左京助壹石余渡遣了、	米	
天正15.9.15	兩政所御礼進物調之、(中略)白シ、ラ貳貫五百文、]ヌキ白三貫、以喜介如雲方之取寄代等相渡之、	銭	
天正15.11.17	八木壹石、六取次渡之、[京綿屋へ返遣也、]左馬允箸之代方・宿灰入之代相濟了、	米	
天正15.11.17	錦二端出來、平右衛門尉持來、一端壹斗三升	米	
天正15.12.6	宇治宗好方ヨリ茶代取來、貳石渡之、三石七斗代也、	米	
天正18.1.27	明日禁裏進上之御菓子養子之、(中略)打栗[五十疋]、	銭	
天正18.2.22	殿下(豊臣秀吉)進上之皮衣今日出來、取遣之、銀子四十目一フン、	銀	
天正18.4.18	宇治山田宗奴(マ)例年遣壺、(中略)去年茶之代未相渡之、四石五斗也、只今銀子一枚遣之、樽代貳十疋・五明二本遣之、	銀・銭	銭は礼の樽代
天正18.5.29	牛[十疋]、兵庫助・源三郎・人足[四人]遣訖、即請取罷歸也、(中略)壹石五斗不足	銭	牛代、壹石五斗不足
天正18.8.27	昨日[廿六日]侍従・広橋(兼勝)・飛鳥井中将(雅継)令同道袍(施)藥院(全宗)へ織色[ウスカラ]一卷持參、(中略)代貳百疋、	銭	
天正18.10.20	茶湯・風呂之代銀子一枚、以喜介持遣之、	銀	
天正19.1.4	狩野入道[宗政]方へ扇之代悉相渡之、例年貳十疋、(中略)右扇之代八八木貳石四斗・代物壹貫七百文[二十疋、かけ共]、悉相渡之、相濟訖、	銭・米	狩野宛は「かけ」共
天正19.1.10	侍従出頭之小袖(中略)二百疋調之、	銭	

年月日	内容	種別	備考
天正19.1.24	扇屋(狩野)宗玖方へ扇之代五十疋、以左介持遣之、悉相濟之、一粒も無懸銭、	銭	「懸銭」
天正19.閏1.29	丁字屋へ箱之代、八木參石八斗悉相渡之、	米	
天正19.3.18	冠之代壹貫二百文、木村方へ以喜介相渡之、相濟了、	銭	
天正19.3.21	宇治へ壺ヲ持之差下左馬允、去年茶代四貫三百也、唯今銀子〔壹枚〕遣之、此代五百疋也、七本文加増也、其段左馬允申聞了、宗好方へ二十疋、彦太郎方へ五明〔五本〕遣之、	銀	銭の替わりに銀
天正19.4.7	町屋韻鐘之由被申之間、即神龍二相添使者〔六〕取遣了、代式十疋半也、	銭	
天正19.5.26	塗師屋へ銀子〔十九文目〕以左京助渡遣之、代物之分壹貫余渡〔カ Ril〕也、八木壹石六斗五升之米下也、	銀・銭・米	
天正19.11.13	及暮喜介自大坂罷下、下クレ〔七千〕・ケタ〔五十本〕、以銀子壹枚相調之、	銀	
天正19.11.25	檜師方へ三石渡之、大文字屋へ二石相渡之、	米	檜師と大文字屋へ支払
天正20.10.21	鞍馬妙藏ワキ板三荷下置之、〔五斗五升〕即相渡之、	米	
天正20.11.14	昨日慶鶴丸小袖之代壹石八斗、釜之代〔三斗〕、自土蔵田口左介相渡之、相濟了、	米	
文禄1.12.15	民部法印(前田玄以)小袖之代式石六斗五升 孫女〔みつ〕小袖之代式石二斗五升 相渡之、悉相濟了、高島へ知行之米五石七斗渡之、過分減米也、	米	
文禄1.12.15	しろかねや二郎五郎紹心金子壹文目五フン、壹之かけ入也、今度ワキ指之手間四斗、同以喜介持遣之、	金・米	
文禄2.1.8	茶洗(筥)師來、〔二〕持來、十疋遣之、	銭	
文禄2.1.29	夏袍誂之、(中略)銀子〔一枚〕・八木〔壹石〕、	銀・米	
文禄2.4.10	杉木〔九本〕、以喜介取遣之畢、代十疋、	銭	
文禄2.4.12	宇治へ以左馬允茶壺持遣之、例年山田宗好方也、銀子壹枚渡遣之、去年茶之代也、	銀	
文禄2.4.12	ヤロヒ方へ金子壹分、同五十疋之代ニ金子四フン余六ヲ以テ持遣之、短冊・硯箱マキ絵之料也、	金	
文禄2.5.3	藤右衛門督(高倉永孝)へ夏袍染之仕立之義申訖、(中略)今日出来、(中略)八木壹石、袍之地の方へ渡之、	米	
文禄2.5.4	八木五斗二升下京ノカチ釘之代也、渡之、	米	
文禄2.6.20	至丹後下向発足、(中略)至須知一宿、(中略)五十疋・帷〔一〕遣之、	銭	
文禄2.6.24	申刻至須知、最前之宿ニ令逗留了、五十疋又遣之、	米	
文禄2.7.21	鞆三懸取之、二懸之代八木〔五斗〕、即相渡之、一懸式十疋喜介方ヨリ相渡之、	米・銭	
文禄2.7.28	申刻予至大坂下向、自下鳥羽夜舟也、(中略)舟銭〔三十疋〕	銭	
文禄2.7.30	未明発足、宿へ式十疋遣之、	銭	
文禄2.8.19	富少路秀直へ藥料參百疋、以使者書状申遣了、銀子壹枚青銅五百疋ニ取替了、喜介・六於京都調之、式百疋相渡之、三百疋八直富少路持遣之、	銭	銀を錢に兩替
文禄2.9.15	クレ板之事申遣之、銀子〔一枚〕民部渡之、	銀	
文禄2.11.30	喝喰砂之衣・銀子〔一枚〕調之、	銀	
文禄2.12.9	京〔三条之〕カチ八木〔壹斗五升余〕渡之、	米	
文禄3.2.20	一色権大夫〔香箱之代〕壹斗渡之、	米	
文禄3.2.23	長櫃之金物出来、カチ持來、手間〔六斗八升〕悉渡遣之、此外一粒も作料無之、	米	
文禄3.3.11	カチ長櫃之金物之代残今日三斗六升相渡之、	米	
文禄3.3.27	民部宇治へ茶壺持遣之、宗好方へ去年之茶之代銀子〔一枚〕・当年礼式十疋遣之、	銀・銭	
文禄3.6.22	鞍馬炭〔大ミへ〕明日取遣之、八木壹石八斗左京助ニ渡之、一俵〔一升八合宛也〕各飯米〔一升宛下用〕渡之、〔卅二人歟〕	米	飯米
文禄3.7.25	左京助罷上、鮎魚三百六十持罷上也、ヤナノ魚也、昨夜之雨ニ取之、仕合能相調之由申畢、代銀子〔二文目二フン〕、	銀	
文禄3.12.27	カチ火箸〔二〕持來、針之代壹斗五升遣之、	米	
文禄3.12.29	狩野宗玖扇〔末ヒロカリ〕出来、〔五斗〕相渡之、	米	
文禄3.12.29	白カ子屋紹心ハ、キ、其外色々カケテ壹石持遣之、	米	
文禄4.3.16	於京都下京、柄杓立在之由民部申之間取遣之、(中略)後刻調之持來、代〔二半、銀子〕、	銀	
文禄4.7.13	冬袍持來、銀子五十目、新調之也、	銀	
文禄4.7.13	カチ釘二ツ・ミ持來之、八木五器遣之、	米	
文禄4.7.16	塗師理左衛門尉、禁裏御行法之具柱鈴下地之塗之義申付了、添(漆カ)料二文目相渡之、	銀カ	
文禄4.8.4	休庵銀子五十目、以喜介持遣之、冬袍ノ代也、	銀	
文禄4.8.16	青女出京、孫女小袖之義也、(中略)銀子一枚入目也、	銀	
文禄4.9.23	明日之用意於京都調之、喜介・左京助罷出了、銀子卅五文目渡之、	銀	
文禄4.11.24	青女出京、孫女衣類等調之義也、銀子三枚渡遣之、	銀	
文禄4.12.19	当月中姉孫女みつ、為祝義旁令爲立了、(中略)以銀子壹枚、青銅十四貫余調之、今度祝義之用也、	銀・銭	祝儀用途
文禄4.12.20	青女出京、今度祝義之調也、喜介八木調之、五十石、金子二枚渡之、一枚之分也、	金・銀	
文禄5.6.18	今朝碁盤之代銀子十二文目、本因坊へ以喜介持遣之、	銀	
文禄5.6.19	二枚屏風一双、絵出来、狩野弟子弥七書之、秋野草花也、下地之銀子七文目、筆功二百疋・帷一、遣之、	銀・銭	
文禄5.6.21	塗師此間種々塗物出来、青銅百疋遣之、	銭	

ちにどれがあるかという支払側の事情よりもむしろ、受領する側がどれを好むかという事情に大きく左右される傾向があったと考えられる。如上の四種の貨幣が混在して流通しながら、支払対象ごとに使用される貨幣がある程度固定化される傾向が窺えるのも、受領する側の意向が強く働いていたためであった。当該期の商取引における貨幣授受については、支払側ではなく、受領する側に貨幣の選択についてのイニシアチブが存在していたのである。

ただしこのような傾向は、当該期に突如浮上したわけではない。一五世紀末期段階において、「悪銭」の定義は受領する莊園領主の側にその決定権が存在していた。<sup>18</sup>年貢銭の授受という性格からすれば、授受の関係は対等ではない点で割り引いて考える必要がある。とはいえ、受領する側が貨幣の種類を選択する権利が、戦国期にかけて徐々に醸成されていったのではないだろうか。この問題についてはより精査する必要があるものの、まずは以上の指摘に留めることとする。<sup>19</sup>

ほかに銭使用の特徴的な点は、既に示唆した通り、路銭がある。既に安国良一氏が指摘した通り、<sup>20</sup>遠隔地間の移動を伴う旅程での支払には、基本的に銭が使用された。その傾向が、『兼見』においても確認される(表6参照)。一五九〇年代には全体的な銭の使用頻度は減少していったものの、路銭としての需要は維持されており、一七世紀に引き継がれていったのである。

## (2) 貸借における貨幣使用

次に貸借に関する事例について検討する。その際、いくつか特徴的な事例について触れてみたい。

貸借の対象となった貨幣は、金・銀・銭・米いずれも事例が認められることから、いずれかに限定されていたり、いずれかが対象とはならな

かった様子は見られない。ただ、その頻度はそれぞれに偏りは確認される。例えば、銭の貸借は以下の二件のみであった。

1 天正一三年(一五八五)正月二十六日条

盛方院金田御座へ代物式百疋返遣之、(中略)為樽代借用之、

m 天正一四年(一五八六)一月一三日条

未明兼有伊勢吉田へ札下向了、(中略)賀茂祝令馳走借用之、(中略)人夫三人、六貫文渡之、去年之借用式貫五百文、今度返弁之、以上六貫文也、兼有式百遣之、

これらの事例について特徴を見出すならば、次のようになる。1の事例については、樽代とあることから、本来は贈答用途として借用したものと考えられる。贈答用途に銭が使用される頻度の高いことを踏まえるならば、この場合はあえて銭を求める意向が働いたものと考えられよう。mの事例については、伊勢参宮用途の調達に関わるものであり、贈答用途のみならず、路銭として銭を調達する必要が生じたため、銭での貸借となったものと考えられる。

このように捉えられるならば、当該期における銭の貸借は、その後の用途を踏まえて行われるものと考えられる。逆に日常的な生活用途などに充てるために行われる貸借については、それ以外の貨幣が対象となることが一般的であったと考えられよう。

次に金・銀・米の借用についてみると、借用した貨幣と、返済に充てられた貨幣が異なっている場合もまま見られる。例えば天正一一年(一五八三)に、下京の商人である十四屋隆正から米を借用した事例をみると、「下京十四屋隆正先年借米、至当年八石余也、今度以理、金子式両令返弁、悉相済」<sup>21</sup>とあり、交渉の末に八石余の借米を金二両で返弁している。ここでは、米を借りたものの金で返済したことがわかる。

逆に、金を借りたものの米で返済した事例もある。すなわち、「盛方

表6 貸借における貨幣使用事例

年月日	内容	種別	備考
天正11.10.7	下京十四屋隆正書状、鯛一、旧借〔八石計〕返弁之儀申了、当年悉可相済之由返事了、	米	
天正11.11.9	下京十四屋隆正先年借米、至当年八石余也、今度以理、金子貳両令返弁、悉相済、	金	
天正13.1.26	盛方院へ代物貳百疋返遣之、(中略)為樽代借用之、	銭	
天正13.3.24	於南豊軒銀子一枚借用之、直渡遣之、	銀	
天正13.11.14	当郷檢地於相済者、方々礼儀在之、金子二枚程之入目也、此間方々借用之、於下京安田右近允相調之、一枚之分在之、	金	檢地の礼のため方々より借用 下京で相調 同月17日条にて方々への礼に 使用か
天正13.12.25	坊城へ八木急可相渡之由切々申来、於盛方院金子一枚達而借用之、同心持来、京上下八木相尋之、	金	当郷出目坊城方への支払に つき。同月21日条参照
天正13.12.28	去六日、御清祓下行三石請取之、大文字屋貳石渡之、	米	
天正14.11.13	未明(吉田)兼有伊勢へ礼下向了、(中略)賀茂祝令馳走借用之、(中略)入夫三人、六貫文渡之、去年之借用貳貫五百文、今度返弁之、以上六貫文也、兼有貳百遺之、	銭	吉田兼有伊勢下向費用など
天正14.12.25	去廿二日、於勸修寺(晴豊)銀子八枚借用之、(中略)其外一枚侍従借用之、九枚之分到來畢、出来借錢方へ直ニ可遣之用也、並相以折紙申遣了、銀子八枚被借下候、畏入候、来六月中返弁申候ハ、一枚ニ両相添、七月ニ成候ハ、貳両相添、以上九枚六両之分返弁ニ被成其心得、御馳走頼存候、猶左馬允(鈴鹿定継)可得其意候、誠恐謹言、 十二月廿二日 勸修寺殿 兼有(見)(花押影)	銀	借用状写
天正14.12.26	盛方院へ八木八石余、去年金子壹枚借用之為利、返弁之、此石境内田畠打也、十四屋方へ五十石余渡遣畢、	米	借金の利分 天正13.12.25条参照
天正14.12.27	十四屋へ出来十六石四斗也、銀子三枚持遣之、左京助・右近允・平左衛門三人壹枚、五石一斗宛也、以上十五石三斗之分相渡之、銀三枚之内壹貫目不足出来、未遣壹石壹斗、銀子壹貫目也、	銀	銀1貫目不足
天正14.12.29	大文字屋へ周超・兵尉(庫カ)助兩人遣之、盛方院借米之儀、此方ヨリ借状調遣、其理也、盛方院金子一枚借用之、此度切々日々数度之催促也、就而者盛方院年始之調不弁之間借米也、然共盛方ヨリ申分ニテハ、大文字屋不同心之間、此方借用之金子ヲ以テ借之由約諾云々、次第且以不相聞仕合、無分別、左共盛方種々理之間、先以両使相理也、可相調段不知之、盛方院家中石見・弥三兩人出状、金子返弁次第、大文字屋へ此方ヨリ調遣状取返、可相渡利平沙汰一切此方不可有構之由令出状、	金	盛方院と大文字屋の貸借に つき、兼見に金子返弁が要 求される。
天正15.2.22	金子貳枚借用之事、以折紙申遣了、案文見ニ左(マ) 「黄金貳枚借」用申候、壺相調へ」次第、直返進申候、 不及御案内」可被引置候、恐々謹言、 二月廿二日 吉田三位 兼見(花押影) 施薬院[玉床下] 及夜、使者[六]罷歸、金子貳枚持来、書状返事在之、 金ニ後藤(徳乘)在判 拾兩 [天正十五] 後藤	金	天正大判初見?(詳細は別 稿準備中) 書状冒頭「黄金」箇所に合 点
天正15.2.23	盛方院へ在所惣借用之黄金[一両]、昨日薬院へ借用之金、舜藏主・兵庫助最前之使也、為返弁持遣之、	金	「在所惣」の借金返弁 施薬院より借用の金をもつ て(大判を分割して使用?)
天正15.2.24	薬院へ遣使者[六]、壺七枚ニ相調、唯今悉渡之、請取之由使者申訖、(中略)即向薬院申礼訖、直東陽房へ罷向、壺之儀相談、隨而薬院へ一礼之儀如何、(中略)然者板物・シ・ラ三端可持參、(中略)以誓言斟酌之間不及是非、(中略)盛方院へ返弁之金子利平之沙汰申懸、不請取之、(中略)入夜幽齋へ為談合遣了、	金	壺を金7枚(両カ)に売却 カ 吉田浄慶返弁につき利平あ るにより受け取らず。
天正15.2.27	佐竹出羽守為出陣上洛、(中略)銀子三枚如何様ニも令馳走、借用之儀被申也、(中略)京都方ニ令調法、彼使者新八渡遣了之、三十疋新八ニ遣之、	銀	使者新八には30疋
天正15.12.21	左馬允遣勸修寺(晴豊)、借用銀子之事申遣了、[六]、薬院(全宗)へ銀子之事申遣、	銀	以前借用銀につき
天正15.12.24	勸修寺(晴豊)へ去年借用之銀子九枚、此内侍従(吉田兼治)一枚借用之、同前返之、利平貳両付也、然者一枚八両利平也(欠字マ)、已上十枚八両之返弁也、以金子返弁之、一枚三分余相渡之、悉相済了、借状等請取之罷歸了、左馬允・左京助・六、三人遣也、	金・銀	銀返済につき金をもって
天正18.8.27	自東国上洛之時路銭貳貫五百文、飛鳥井方ニテ借用之、今日返弁之日、扇[廿本]返弁、銀子壹枚、五貫八百文・五十文沽却之、右入目渡之、	銀・銭	扇にて返弁 「百文・五十文沽却之」
天正19.2.21	去年於施薬院供米[廿石]、今日銀子四枚令返弁之、相済、	銀	米20石代 「廿日」とあるが21日の誤りか
天正20.10.6	南豊軒借用之銀子二枚、先年一枚返弁、唯今一枚以使者[六]返済之、借用之書状返來了、	銀	
文禄1.12.15	六角主殿允取次之借米三石六斗請取之、	米	
文禄4.7.21	幽齋云、唯今伏見より注進、与一郎(細川忠興)先年殿下之金子百枚借用之、今度調之令持參之、返上、太閤御気色ヨシ、与一郎ニ被下之由仰云々、	金	宛所は豊臣秀吉

院へ八木八石余、去年金子壹枚借用之為利、返弁之<sup>(22)</sup>」という記事がある。この場合は、金一枚の利子を米八石余で返弁したという。

このような代用の関係は、金と銀の間でも認められる。このことから、貸借の返済手段は売買とは異なり、借りた側の方に返済する貨幣の種類を選択する権利が存在していたことがわかる。貸した側としては、まずは返済を受けることが第一だったのである。貸した貨幣と返済する貨幣とが異なる種別であっても、両者の価値が一致すれば、貸した側は受領する傾向にあったといえよう。

### (3) 作料における貨幣使用

最後に、造管用途や作事などに支払われる貨幣について検討したい。事例を表7にまとめた。

一見してわかる通り、米での支払が圧倒的である。その理由は、例えば「大工平二郎脇障子之手間渡之、(中略) 同二郎三郎大工飯米十五人分渡之<sup>(23)</sup>」とある通り、「飯米」としての性格を有することによるものと考えられる。

普請などの際に大工などへの作料として米が支給されることは、一六世紀前半以前にもしばしば見られる。このことからすれば、作料に米を充てることそのものは、米が貨幣であるか否かというよりも、従来の決済手段として踏襲されたものであったといえよう。

ただし、銀での支払事例もいくつか見られる。その時期は一五八〇年代前半までと一五九〇年代に確認され、一五八〇年代半ば頃には確認されない。この傾向になんらかの背景があるかどうかは明確にしない。ただし一つ特徴的な事例を挙げておきたい。文禄四年(一五九五)の段階では、「塗師理左衛門、此中種々細工申付了、六斗手間也、以前銀子五文目遣之、二文目預置之、今度令算用之者四斗敷<sup>(24)</sup>」とあるように、

一五九〇年代には米建てではあるものの銀で支払った事例が認められる。当該期において全体的に銀による支払事例が増加することを勘案すれば、作料の支払の場面においてもその影響を受けていた可能性を指摘できよう。

また米での支払である以上、当然ながら秋・冬にかけての支払が多いのも特徴的である。もともと、普請や作事などがすべてこの時期に行われたというわけではない。例えば「鍛冶石や来、小日記之カケ四斗七升七合、左京助二申付悉相渡候、此外少もカケ無之<sup>(25)</sup>」とあり、掛け払いが行われていたことがわかる。米の収穫期である秋から冬にかけてまとめて決済する、掛取引が普及していた<sup>(26)</sup>。このことを踏まえれば、飯米という名目を有していても、それが必ずしも作事における食糧として支給されたものとは限らないのであろう。むしろ決済手段としての貨幣の特質を米は備えていたと見なすことが出来よう。

### 小括

以上、用途の性格ごとに分類しながら、貨幣の使用状況について具体的に検討を行った。全体的な傾向で見たように、一五九〇年代に銀での支払事例がそれぞれの場面で増加傾向にあったことは認められる。ただし、用途に応じて金・銀・銭・米の使い分けも見られることが明らかとなった。

また、売買と貸借との間には、貨幣の選択に関する主導権に違いのあった様子を窺うことができた。すなわち、売買においては売却側、つまり貨幣を受領する側に貨幣の選択権が存在し、貸借においては返却側、つまり貨幣を支払う側に貨幣の選択権が存在する傾向が見られるのである。このような関係は、多種の貨幣が流通していた一六世紀後期に特有のものであるのか、はたまた貨幣流通の事情によらず通時代的に認められる

表7 作料における貨幣使用事例

年月日	内容	種別	備考
元龜3.9.1	稻荷大明神之鳥居退転之間、可造立、(中略) 參貫六百文契約也、	錢	
元龜3.11.30	新井石以下悉出了、川原者三人八木壺石遣之了、	米	
元龜4.3.23	唯神院殿社壇之事、太郎左衛門尉・新左衛門尉申付了、銀子一枚下行、	銀	
元龜4.5.3	大工三人金子三兩令下行了、	金	
天正10.10.4	瓦師六人来、二階台所廊加(マ) 腰覆悉出来、(中略) 彼棟梁甚左衛門片衣袴各百疋遣之、以銀子五枚請取之、	銀	100疋分としてカ
天正10.10.9	壁塗二人来、(中略) ヲガ(大鋸) 引今日悉出来、作料五斗五升、三斗遣之、	米	5斗5升の内3斗カ
天正11.12.28	脇差之トキ出来、式十疋遣之、	錢	
天正11.12.30	銀屋 [二郎五郎] 作料七斗二升相渡之、筆結式斗相渡之、	米	銀屋は金物職人か
天正12.11.19	自丹後幽齋(長岡藤孝) 書状、今度侍從(吉田兼治) 為作事料合力八木十五石到来、	米	差出は長岡(細川) 藤孝作事料合力として
天正12.12.15	丹後長岡入道(藤孝) ヨリ八木拾石到来、今度作事合力之義也、都合廿五石・青銅五百疋上来也、(中略) 自丹後八木、大工作料方悉渡之、(後略)	米	
天正14.2.6	自下京 [クレヘキ] 三人来、(中略) 今日悉出来、一人之作料八升宛也、先年未下之分有之、旁一俵下行了、	米	
天正18.7.13	鍛冶 [石や] 来、小日記之カケ四斗七升七合、左京助ニ申付悉相渡候、此外少もカケ無之、	米	[カケ] 私の精算
天正19.5.30	明日社頭神供料、以聖護院井料悉下行之、井料壺石七斗五升請取之、クレヘキニ三人来、悉出来、作料四斗八升也、五斗遣之訖、(中略) 大工 [平二郎] 重視之作料一俵相渡之、	米	[井料]
天正19.12.28	大工二人太郎左衛門・二郎四郎、文庫之手間七石渡之、相済了、以兵庫助遣之訖、平二郎壺石五斗、庭之サキ壁一間之廊加・囲炉高コタツ手間・戸四本手間、悉相済了、疊之大工三石相渡之、残一石余未下、大工吉左衛門 [五斗] 遣之、先度倚(イ) カウ・ツルヘ [二]・箱 [一] 上之、依是遣之、	米	
天正19.12.29	壁塗二斗遣之、	米	
天正20.10.17	新屋敷台所棟瓦置之、瓦師三人来、入目壺石下行也、	米	
天正20.10.20	大工作料 [四石]、瓦師 [九斗]、クレヘキ [八斗]、コケラフキ手間 [二石]、ヲカ引飯米 [四斗八升]、白カナヤ紹心 [五斗]、酒 [四斗三升]、針之代 [二斗八升]、左介・喜介ニ申付悉相渡之、	米	飯米
文祿1.12.14	新屋敷台所作料、大工四人・式百人手間請取之、最前四石、今日六石相渡之、相済了、(中略) 此外大工一人 [二郎三郎]・吉左衛門 [甥也] 十五人手間七斗五升渡之、相済了、ヲカ引出雲壺石遣之、新九郎五斗遣之、壁塗式斗五升、屏風張二斗五升渡之、相済也、(中略) 四斗五合 板三間 四斗 紹心大脇指 [ツハハ、キ] 等之手間、(中略) 五斗一升疊之ヘリ布、壺斗五升先度地下中酒之金、五升菜 [タコ] 左京助引替之、只今相渡之、相済、河原者今度井堀 [七人] 式石・酒 [二カ]・肴 [二色] 下之、	米	
文祿1.12.28	大工平二郎脇障子之手間渡之、(中略) 同二郎三郎 [大工] 飯米 [十五人分] 渡遣之、喜介鳥羽ヨリ到来之八木五斗遣之、(中略) 本所量取替サウサシ等、粟田口疊サシ又左衛門式石渡遣之、(中略) 未進一粒も無之 [古米一石、新米一石] 渡遣之、左京助請取之、左介ハカリ渡之、	米	飯米
文祿1.12.30	酒作遣之八木下行之、相済、酒八木壺石渡之、(中略) アカ子染チン残式斗渡之、相済、	米	
文祿2.4.9	幽齋立置之土藏瓦損之間、粟田口瓦師甚左衛門尉召寄之申付訖、以四石五斗請取之罷帰也、	米	
文祿2.4.30	大工四人別屋之作料二石、今日到来之八木二石五斗遣之、	米	
文祿2.8.29	小社造立之作料、太郎左衛門尉一俵遣之、	米	
文祿2.10.18	太郎左衛門・二郎四郎作料 [五斗宛] 遣之、	米	
文祿2.12.18	塗師屋 [久二郎女共内縁也] 連々之作料 [三石] 渡遣之、塗師之者来而、ハカリ渡之、久二郎・左介奉行、未進 [六斗八升五合] 在之、	米	
文祿3.7.5	大工 [一人、平二郎]、文挟・硯之台已下申付、及晩出来、[連々作料麦一石遣之、未進也、悉相済了、]	※麦	
文祿4.1.23	禁裏大壇之塗師来、(中略) 十三石請取之、	米	
文祿4.2.7	塗師二左衛門尉扇 [二]、香箱旧冬内塗直之義申付、唯今持来了、(中略) 銀子壺分渡之、	銀	
文祿4.9.15	大工新左衛門尉入道末子五郎、近年為大工衛門尉猶子令在京、今度請取之、大工六七人被召連了、銀子十枚可遣之由令約諾云々、金子一枚相渡之云々、是も幽齋ヨリ助定之也、	金・銀	
文祿4.12.20	塗師理左衛門、此中種々細工申付了、六斗 [手間也]、以前銀子五文目遣之、二文目預置之、今度令算用之者四斗歟、但今度別而入精、京都日々来也、彼是祝義之間、銀子十文目遣之、	銀	
文祿5.4.14	仮厩普請申付之、出来、今度佐竹左近允馬・銀壺枚取之、此馬ヲ置也、	銀	
文祿5.7.24	斎場疵(庇) 午已前出来了、大工四人召寄夕食、下酒、作料三日之分以銀子遣之、	銀	



のであろうか。この問題については、今後の検討課題としたい。

### 三 一六世紀末期の悪銭問題

最後に、『兼見』に見られる悪銭によるトラブル事例について紹介しておきたい。表8に、関連記事をまとめた。

それによると、天正一八年（一五九〇）から翌一十九年にかけて集中して見られることがわかる。「当年殊更比興」とあること(27)から、この時期に限定して見られる現象であったといえよう。

しかも、北政所や禁裏周辺といった、権力のトップクラスとの贈答において確認されることが特徴的である。権力者層間の授受において悪銭によるトラブルが頻発することは、極めて特異な事態である。

少し時期は降るが、『多聞院日記』においても次のような事例を確認できる。

伊賀十市御上ヨリ沈香三両買下へキ由、則宗芳ニテ三両百五十文ニ取テ下了、代銭悪キトテ返ス間、則伊賀へ返了、米ニテ一斗一升渡済了、(後略)<sup>(28)</sup>

この場面では、銭の受領を拒否し、結局は米で決済を行ったことがわかる。

なぜ当該期に銭の流通に混乱が生じたのかは、現時点では明確にすることはできず、今後の課題としたい。この問題で重要な点は、かかるトラブルを画期として、一五九〇年代の貨幣流通に変化を及ぼした可能性が考えられる点である。すなわち、これまで見てきたように、当該期において銀の使用事例が増加しており、また、銭の使用事例は比較的少なくなっていた。また先に見たように、石田正澄からの銭による祈禱料支払に吉田兼見が猛反発したことも（既述の「j」の事例参照）、かかるトラブルの勃発が背景にあったものと推察されるのである。

表8 悪銭関連記事一覧

日付	内容	用途
天正18.1.4	金吾殿（羽柴秀俊）へ御祓・扇 [両金]、東殿へ申遣了、入夜罷帰、大政所殿式百疋、北政所殿三百疋、金吾殿百疋、月神之祈禱二百疋、東殿百疋、カウ（孝）藏主百疋、已上千疋悉悪銭也、当年殊更比興也、	祈禱料
天正18.1.4	神供之事、 准后（勤修寺晴子）・長橋殿（高倉量子）・二位御局・帥御局・民部法印（前田玄以）内儀へ同御祓、御乳人へ遣書状 [百疋、悪銭也]、	贈答カ
天正18.5.16	前田筑州（利家）息女殿下（豊臣秀吉）へ御參、殿主ニ御座也、連ニ（々カ）祈念之義承之、(中略)御樽 [二荷]・二種・八木砵石・御乳人御文、(中略)北政所殿式百疋・ス、シ帷 [一]、東殿百疋、民部法印式百疋、前田内儀百疋、京殿八木砵石、(中略)代物当月殊更悪銭也、	祈禱料
天正18.9.9	予直ニ大田又介（太田牛一）、在京、明日至江州下向、旁為見舞罷向、百疋遣之、惣（悪）銭也、忠兵衛五十疋・喜介二十疋、	贈答
天正19.4.22	吉川（広家カ）申来、祈禱廿壹貫式百請取之、(中略)右之代以左京助申遣訖、罷帰云、半分悪銭也、中々不相調之由申訖、以主殿允吉川使者へ申理了、入夜罷帰云、既請取之間、迷惑之由申訖、	祈禱料
天正19.4.23	早天吉川使者へ申遣而云、昨日之代物可返渡、御祈禱之物難調之由申遣之処、彼使者来而云、種々理令懇望之間、半分 [十貫] 分以清銭可相渡之由申之間、不及是非許容了、千疋彼使者渡遣了、	祈禱料
文禄2.1.1	民部法印内義以喜介神供持遣之、式百疋到来、悪物也、	祈禱料

従来、一五九〇年代は金・銀の貨幣使用普及期とされてきた。ただしその理由は、当該期における鉱山開発の進展によってとりわけ銀の流通量が増大したことに求められてきた。それが誤りではないものの、悪銭のトラブルが与えた影響も無視できないのではないだろうか。しかもそれは一六世紀前半から続いた慢性的なものと考えられるのではなく、一五九〇年頃の非常に限られた時期において、突如として勃発した現象であったと考えられる。

ただし本稿では、まずは如上の事実の指摘に留めたい。この問題については、当該期の関連史料をより精査しつつ、深く掘り下げて検討する必要がある。今後の課題としたい。

おわりに

『兼見』に記された貨幣使用記事に注目して、一六世紀後半京都における貨幣の使用状況について分析を行った。その結果、従来の理解の通り、一五九〇年代に銭の使用頻度は減少した一方で、銀の利用が拡大することがわかった。この点において、貨幣流通における一つの画期が存在したことは認められる。

ただしそれは、単純に銀の流通量が拡大したためともいえない。当該期に悪銭をめぐるトラブルが頻発したことも無視できないのである。また、従来の理解とは異なり、京都において金はむしろ一五八〇年代に一旦普及したものの、一五九〇年代には衰退傾向にあることがわかった。

いずれにせよ、銭使用が衰退して金・銀使用が普及するという当該期に対する一般的な理解について、それが誤りとはいえないものの、単純に両者が取って代わるような関係にはなかったことはいえるだろう。依然として武家の関わる贈答において銭が使用され続けたり、普請などの作料に米が主に使用されていたことなど、用途に応じた使い分けが明確

に存在していたのである。そして売買においては、高額取引は銀、少額取引は銭へと性格が分化する傾向が窺える。このような動向は、近世における貨幣流通に大きな影響をもたらしたものと捉えられる。ただし一七世紀への展開については後考に委ねることとする。本稿において呈示したデータが広く参照されつつ、本稿に対する大方の批判を仰ぐことで、結びとしたい。

〔註〕

(1) 以上の経緯については、多くの先行研究がある。代表的なもの、あるいは最近のものとして、小葉田淳『改訂増補日本貨幣流通史』（刀江書院、一九四三年、初出一九三〇年）、浦長瀬隆『中近世日本貨幣流通史―取引手段の変化と要因―』（勁草書房、二〇〇一年）、本多博之『戦国織豊期の貨幣と石高制』（吉川弘文館、二〇〇六年）、鈴木公雄編『貨幣の地域史―中世から近世へ』（岩波書店、二〇〇七年）などがある。研究史等についての詳細は、拙著『戦国期の貨幣と経済』（吉川弘文館、二〇〇八年）を参照されたい。

(2) 浦長瀬註(1)書。

(3) 小葉田註(1)書。

(4) 中島圭一「京都における「銀貨」の成立」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一一三、二〇〇四年)。

(5) 田中浩司「一六世紀後期の京都大徳寺の帳簿史料からみた金・銀・米・銭の流通と機能」(『同前誌所収、二〇〇四年)などを参照。なお、金貨成立については別稿を期したい。

(6) 田中註(5)論文。

(7) 浦長瀬註(1)書、田中註(5)論文。以下、特に断らない限り両氏の見解はこれらの文献による。

(8) 『兼見卿記』は、元亀元年(一五七〇)から天正一二年(一五八四)までが「史料纂集」(続群書類従完成会)によって活字化されている。天正一三年(一五八五)から同二〇年(文禄元年、一五九二)までは未活字

- であり、東京大学史料編纂所架蔵謄写本を参照した。なお、天正二・一六・一七年(一五七四・八八・八九)は欠落している。文禄二年(一五九三)以降は天理図書館に所蔵されており、岸本眞実氏による翻刻(『ビブリア』一八〇二・二四・二六、二〇〇二・二〇〇六年)を参照した。
- (9) 京都大学近世物価史研究会編『一五〇一七世紀における物価変動の研究』(京都大学文学部国史研究室読史会、一九六二年)参照。時期や地域によって変動幅は大きいので、あくまで目安として考えている。
- (10) いずれも『兼見』よりの引用のため、史料名は省略する。以下同じ。
- (11) 『兼見』天正一九年(一五九二)四月二三日条。
- (12) 『兼見』文禄三年(一五九四)二月九日条。
- (13) 『兼見』文禄元年(一五九二)二月一日条。
- (14) 『兼見』文禄二年(一五九三)四月二日条。
- (15) 『兼見』天正一八年(一五九〇)四月一八日条。なお、傍線は筆者による。
- (16) ただし、茶代がそれまですべて米で支払われていたわけではない。このことは表5からも確認されよう。茶代の支払手段の変遷については、別稿を準備している。
- (17) 『兼見』文禄二年(一五九三)八月一九日条。
- (18) 註(1)拙著参照。
- (19) 「押買」が様々な形で禁制の対象となったように、中世においては支払側が比較的優位であったと見なされている。その理解を否定するものではないが、商取引の場における双方の立場の優劣について、より深く掘り下げて検討する必要があるのではないだろうか。
- (20) 安国良一「近世初期の撰銭令をめぐって」(歴史学研究会編『越境する貨幣』青木書店、一九九九年)。
- (21) 『兼見』天正一年(一五八三)一月九日条。
- (22) 『兼見』天正一四年(一五八六)二月二六日条。
- (23) 『兼見』文禄元年(一五九二)二月二八日条。
- (24) 『兼見』文禄四年(一五九五)二月二〇日条。
- (25) 『兼見』天正一八年(一五九〇)七月一三日条。
- (26) 掛取引については、高木久史「日本中世後期の掛取引について」(『社会経済史学』七四―五、二〇〇九年)などを参照。
- (27) 『兼見』天正一八年(一五九〇)正月四日条。
- (28) 『多聞院日記』文禄二年(一五九三)二月二日条。
- 〔付記〕 本稿は、二〇〇八・二〇〇九年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。